

# 一般社団法人神奈川県広告美術協会 支部運営規則

- 第1条 本規則は、支部の運営に関する事項を定める。
- 第2条 支部は、定款第3条に定める目的の達成に寄与するため、定款第4条に定める事業を行う。
- 第3条 支部員は、定款第5条第1項第1号に定める正会員をもって構成する。  
2 正会員は、支部のいずれかに属するものとする。
- 第4条 支部員は、定款第7条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 第5条 会員が退会しようとするときは、当該支部を経由して退会届を会長に提出するものとする。
- 第6条 支部長は、支部員が定款10条の各号のいずれかに該当するときは、理事会に対して支部員の除名を要求することができる。
- 第7条 支部に次の役員を置く。  
(1)支部長 1名  
(2)副支部長 若干名  
(3)会計 若干名
- 第8条 支部役員は、支部の推薦を受けて理事会で決定する。  
2 支部が、前項の推薦を行う場合には、支部総会において推薦しようとする者を選出する。  
3 支部役員は、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 支部長は、支部を代表し理事会の指導の下に支部を統括し業務を執行する。  
2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けたとき又は支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指定した順序に従い、その職務を代行する。  
3 会計は、支部が取り扱う一切の金銭出納に関する業務を処理する。
- 第10条 支部は、支部の機能と活動の円滑化を図るため、年度総会のほかに支部例会

を開催する。

- 2 支部例会は、原則として毎月開催するものとする。
- 3 支部総会及び支部例会は支部長が招集する。
- 4 支部総会の運営については、この規則に定めるもののほか、定款の定めを準用する。

第11条 この規則に定めるもののほか、支部の運営について必要な事項は、支部長が支部総会に諮って定めるものとする。

附則

本規則は、平成25年4月1日から適用する。